

# 賛助団体制度について

## JNTOについて

日本政府観光局 (JNTO: Japan National Tourism Organization、正式名称: 独立行政法人 国際観光振興機構) は、1964年の設立から50年以上にわたり訪日インバウンド誘致に取り組んできた公的な専門機関です。

観光立国・日本を実現し、未来の日本をより豊かに、元気に、明るくすることを目指し、日本へのインバウンド・ツーリズムプロモーションやマーケティングを行っています。

また、ビジット・ジャパン (VJ) 事業の実施においては、各市場の最前線で中核的な役割を担っています。

- 事業概要はウェブサイトよりご確認ください。

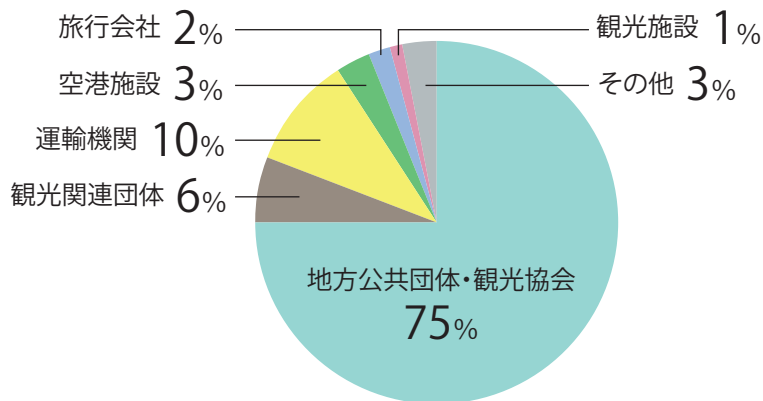
[https://www.jnto.go.jp/jpn/about\\_us/service.html](https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/service.html)



## 賛助団体について

JNTOは国からの運営費交付金のほか、賛助団体の皆様からのご支援として拠出いただく「賛助金」も重要な活動財源となっています。JNTOおよびJNTOの訪日インバウンド旅行振興への持続的な取り組みに対し、皆様からのご支援をお願いいたします。

- 賛助団体の業種分類  
(2022年4月1日現在)



- JNTOの事業計画、活動報告、および決算報告等につきましては、ウェブサイトよりご確認ください。

[https://www.jnto.go.jp/jpn/about\\_us/reports/index.html](https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/reports/index.html)



## 賛助金について

地方公共団体の場合は人口や行政区分、民間企業の場合は業種や事業規模、受益の程度などを考慮し、期待額を提示させていただきます。

JNTOに対する賛助金は、特定公益増進法人への寄附として法人税制上の優遇措置が適用され、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金算入が可能です。

## 特典

ご支援いただいた団体・企業の皆様はJNTO法人サイト（日本語）内に掲載の賛助団体一覧にて公表いたします。

JNTO会員サービスにて提供している訪日インバウンドマーケティングの支援メニューをご利用いただけます。

### お申し込み手順

#### お問い合わせ



まずは下記までお問い合わせください。

#### ご説明



賛助団体制度についてご説明し、賛助金額をご相談いたします。

#### お申し込み



賛助団体規約をご確認いただき、所定の用紙にてお申し込みください。

#### ご支援開始



ご支援の内容についてご不明な点はお気軽に担当までお問い合わせください。

#### ご入金



JNTOよりお送りする請求書（振込依頼書）をもって、賛助金（負担金）をご入金ください。

※請求書は「独立行政法人国際観光振興機構」名で発行いたします。

お問い合わせ 日本政府観光局（JNTO）地域連携部会員サービスグループ

E-mail [members-service@jnto.go.jp](mailto:members-service@jnto.go.jp)

TEL 03-5369-3337

日本の魅力を、日本のチカラに。



日本政府観光局